

チーム六等星バドミントンクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「チーム六等星バドミントンクラブ」(以下、「チーム六等星」という。)と称する。

(実施種目)

第2条 チーム六等星は、次の種目を実施する。

・バドミントン

(目的)

第3条 チーム六等星は、中学生が生涯にわたりスポーツ活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 チーム六等星の活動は、文部科学省の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」長野県の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に適合した活動したものとす。

(活動時間)

第4条 チーム六等星の活動時間は、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に準じて、週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振替、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。

- 2 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第5条 チーム六等星の活動場所は、「源池小学校体育館」とする。但し、体育館の確保が出来ない場合は前記以外もありえる。

第2章 会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、チーム六等星に加入を申出、承認を得るものとする。入会手続きは、チーム六等星より示すとおりとする。

(会費)

第7条 会費は月会費とし、会員はチーム六等星が定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。

- 2 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。
- 3 大会の参加費および遠征費や必要な備品等の購入について、会員から別途徴収することができるものとする。
- 4 会費の納入が1カ月以上遅延した会員は退会対象とする。

(退会)

第8条 退会を希望する会員はチーム六等星に申出、認められた会員は退会することができる。

(除名)

第9条 会員がチーム六等星の目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは代表者会の決議を経て除名することができる。

第3章 組織

(役員)

第10条 チーム六等星は、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長(監督) 1名
- ・副会長(コーチ) 1名以上
- ・会計 1名
- ・運営委員(保護者) 必要な人数

(会議)

第11条 チーム六等星は、次の会議を置くものとする。

- ・代表者会

(代表者会)

第12条 代表者会は会長が招集し、議長は副会長とする。

- 2 代表者会はクラブの目的を達成するための事項について審議し議決することができる。
- 3 代表者会はクラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 指導者

(指導者の責務)

第13条 チーム六等星の指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

- 2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第14条 指導者はチーム六等星において定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあたっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

(指導者研修)

第15条 チーム六等星の指導者は、研修プログラムを受講しなければならない。ただし、JSPO(日本スポーツ協会)公認スポーツ指導者資格等の有資格者でクラブが認める場合には、この限りでない。

第5章 会計

(会計)

第16条 チーム六等星の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 チーム六等星は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、会員に対する情報開示を適切に行う。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第17条 会員はチーム六等星の活動に際してはチーム六等星諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導

者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもチーム六等星及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第18条 チーム六等星の会員および指導者はスポーツ安全保険に加入する。

- 2 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、会費をもってそれに充てるものとする。
- 3 チーム六等星活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。
- 4 保険未加入者の活動中の事故については、チーム六等星は一切の責任を負わないものとする。

第7章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第19条 チーム六等星は活動における個人情報を、適切に管理し、チーム六等星の円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 チーム六等星は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
- (2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 チーム六等星の指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、チーム六等星の活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 57 号)及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第8章 クラブの解散・その他・細則

(クラブの解散)

第20条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 代表者会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(その他)

第21条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は代表者会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

チーム六等星バドミントンクラブ運営方針

令和6年4月

1 活動目標

バドミントンを好きになる

2 目指す生徒像

異年齢との交流の中で、生徒同士や指導者と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資する。

3 育てたい力

スポーツや親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

バドミントンを競技スポーツとして行う者を中心に指導する。

(2) 指導者

日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得者

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関を図る。

(4) 大会の参加

中体連主催大会

長野県バドミントン協会主催大会

中信地区バドミントン協会主催大会

松本市バドミントン協会主催大会

他 参加可能な大会に参加

令和6年度 年間大会練習予定表

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	月	1	水	1	土 六等星	1	月	1	木	1	日	1	火 六等星	1	金	1	日	1	水	1	土 六等星	1	土 六等星
2	火 六等星	2	木	2	日	2	火 六等星	2	金	2	月	2	水	2	土 六等星	2	月	2	木	2	日	2	日
3	水	3	金	3	月	3	水 N-WING	3	土 六等星	3	火 六等星	3	木	3	日	3	火 六等星	3	金	3	月	3	月
4	木	4	土 六等星	4	火 六等星	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土 六等星	4	火	4	火
5	金	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	5	土 六等星	5	火 六等星	5	木	5	日	5	水	5	水
6	土 六等星	6	月	6	木	6	土 六等星	6	火 六等星	6	金	6	日	6	水	6	金	6	月	6	木	6	木
7	日	7	火 六等星	7	金	7	日	7	水	7	土 六等星	7	月	7	木	7	土 六等星	7	火 六等星	7	金	7	金
8	月	8	水	8	土 六等星	8	月	8	木	8	日	8	火 六等星	8	金	8	日	8	水	8	土 六等星	8	土 六等星
9	火 六等星	9	木	9	日	9	火 六等星	9	金	9	月	9	水	9	土 六等星	9	月	9	木	9	日	9	日
10	水	10	金	10	月	10	水	10	土 六等星	10	火 六等星	10	木	10	日	10	火 六等星	10	金	10	月	10	月
11	木	11	土 六等星	11	火 六等星	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土 六等星	11	火 六等星	11	火 六等星
12	金	12	日	12	水	12	金	12	月	12	木	12	土 六等星	12	火 六等星	12	木	12	日	12	水	12	水
13	土 六等星	13	月	13	木	13	土 六等星	13	火 六等星	13	金	13	日	13	水	13	金	13	月	13	木	13	木
14	日	14	火 六等星	14	金	14	日	14	水	14	土 六等星	14	月	14	木	14	土 六等星	14	火 六等星	14	金	14	金
15	月	15	水	15	土 六等星	15	月	15	木	15	日	15	火 六等星	15	金	15	日	15	水	15	土 六等星	15	土 六等星
16	火 六等星	16	木	16	日	16	火 六等星	16	金	16	月	16	水	16	土 六等星	16	月	16	木	16	日	16	日
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土 六等星	17	火 六等星	17	木	17	日	17	火 六等星	17	金	17	月	17	月
18	木	18	土 六等星	18	火 六等星	18	木	18	日	18	水	18	金	18	月	18	水	18	土 六等星	18	火 六等星	18	火 六等星
19	金	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木	19	土 六等星	19	火 六等星	19	木	19	日	19	水	19	水
20	土 六等星	20	月	20	木	20	土 六等星	20	火 六等星	20	金	20	日	20	水	20	金	20	月	20	木	20	木
21	日	21	火 六等星	21	金	21	日	21	水	21	土 六等星	21	月	21	木	21	土 六等星	21	火 六等星	21	金	21	金
22	月	22	水	22	土 六等星	22	月	22	木	22	日	22	火 六等星	22	金	22	日	22	水	22	土	22	土 六等星
23	火 六等星	23	木	23	日	23	火 六等星	23	金	23	月	23	水	23	土 六等星	23	月	23	木	23	日	23	日
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土 六等星	24	火 六等星	24	木	24	日	24	火 六等星	24	金	24	月	24	月
25	木	25	土 六等星	25	火 六等星	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土 六等星	25	火 六等星	25	火 六等星
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	26	土 六等星	26	火 六等星	26	木	26	日	26	水	26	水
27	土 六等星 県中春季 市民春季	27	月	27	木	27	土 六等星	27	火 六等星	27	金	27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	木
28	日 県中春季 市民春季	28	火 六等星	28	金	28	日	28	水	28	土 六等星	28	月	28	木	28	土 六等星	28	火 六等星	28	金	28	金
29	月	29	水	29	土 六等星	29	月	29	木	29	日	29	火 六等星	29	金	29	日	29	水				29 土 六等星
30	火 六等星	30	木	30	日	30	火 六等星	30	金	30	月	30	水	30	土 六等星	30	月	30	木				30 日
		31	金			31	水						31	木				31	火				31 月